

ホストタウン大使設置要領

平成 31 年 2 月 ● 日
内閣官房東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、ホストタウンの取組を広く国内外に発信するため、ホストタウンの広告塔として相応しい者又はキャラクター等を「ホストタウン大使」として任命するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第 2 条 ホストタウン大使は、ホストタウンにおける相手国・地域との交流等を推進するための機運の醸成等を担うものとする。

（要件）

第 3 条 ホストタウン大使は、次のすべての要素を有する者又はキャラクター等とする。

- 一 メディアへの露出度が高く、国内外においてホストタウン関連施策の効果的な発信を行うことが期待できること。
- 二 ホストタウンが行う活動の趣旨に適していること。
- 三 国民の幅広い層から好感を得ており、海外においても知名度が高いこと。

（任命）

第 4 条 ホストタウン大使は、前条に規定する要件に該当する者又はキャラクター等に対し、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長（以下「事務局長」という。）が承諾を得て任命する。

2 事務局長が、ホストタウン大使の任命を行う際には、当該ホストタウン大使の活動内容等に応じた名称を付与することができる。

（任命の取消）

第 5 条 事務局長は、前条の任命を受けたホストタウン大使が次のいずれかに該当すると認めるときは、ホストタウン大使の任命を取り消すことができる。

- 一 第 3 条各項に規定する要件に該当しないと認めるとき、その他事務局長がホストタウンの PR 等の活動に支障があると認めるとき。
- 二 本人又はキャラクター等から辞任の申出があったとき。

(活動)

第6条 ホストタウン大使は、ホストタウン推進のための機運醸成に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）や事務局が認めたホストタウン等が実施する事業等への協力
- 二 自らの活動や各種メディアでの情報発信

(専決処理)

第7条 事務局長のホストタウン大使の就任及び辞任に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官が専決処理することができる。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、ホストタウン大使の設置に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この決定は、平成31年2月●日から施行する。